

特定教育・保育施設の指導監査と主な留意事項について

1. 指導監査について
2. 児童の処遇について（重点項目：事故防止、不適切な保育・虐待防止）
3. 会計処理及び利用者負担について（重点項目：不適切な会計の防止）
4. 施設運営について（重点項目：適切な職員配置）

本資料は、令和 7 年度の監査結果や個別指導を踏まえ、特定教育・保育施設の運営に当たって、特にご留意いただきたい事項を要略してお伝えするものです。

令和 8 年 3 月 2 5 日(水)

姫路市 幼保連携政策課 監査・指導担当

1 指導監査について

令和7年度の指導監査実施数

施設種別	実施数
保育所・保育所型認定こども園	35 / 35
幼保連携型認定こども園	28 / 46
幼稚園型認定こども園	4 / 6
新制度幼稚園	0 / 1
母子生活支援施設	1 / 1

2 児童の処遇について

(1) 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領に沿った処遇の計画・実践

<p>【指摘事例】 教育・保育課程 全体的な計画</p>	<p>全体的な計画が策定されていなかった。自園の教育・保育の根幹である「全体的な計画」を基に年間指導計画や月案の長期計画、さらにその計画をより具体的にした短期計画の週案や日案が作成され、適切な教育・保育が展開されなければならない。全体的な計画を作成し、それを基に、教育・保育の具体的指導内容を表示した指導計画を作成すること。</p>
<p>指導計画等</p>	<ul style="list-style-type: none">• 保育所保育指針において3歳未満児に必要とされる個別指導計画が2歳児について作成されていなかったため、適切に作成し計画に基づく個別指導を行うこと。• 3歳以上児について、長期の指導計画（月案）が作成されておらず、具体的な指導計画がないまま、月の振り返りのみ実施されていた。月案をクラスごとに作成し、指導内容、ねらい等を具体的に示すこと。その上で、月案で計画された指導内容を短期の指導計画（週案、日案）に反映させ、より具体的な計画となるよう作成すること。

(2) 事故防止体制の整備

- ① 幅広い職種から構成した「事故防止委員会」を設けてください。「事故防止委員会」の設置は基準条例で義務付けられています。委員会では、ヒヤリ・ハット記録や、事故記録を基に、状況进行分析し再発防止策を検討してください。そして、職員や児童に周知・伝達してください。
- ② ヒヤリ・ハット記録がない又は少ない施設がありました。事故の発生を未然に防ぐためにも、ヒヤリ・ハットの捕捉の向上を図ってください。園内で発生したヒヤリ・ハット事例、事故事例について、全職員に周知できるよう仕組み作りをしてください。
- ③ 事故防止の研修を実施していない施設がありましたが、事故防止のための従業者に対する定期的な研修は条例で義務付けられています。
- ④ 職員が心肺蘇生をはじめとした応急措置を直ちに行えるよう、定期的に救急救命講習・研修等の受講の機会を設けるようにしてください。
- ⑤ 事故が発生したときの対応をマニュアル化して、いつでも誰でも適切な対応がとれるようにしてください。
「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」も参考としてください。（こども家庭庁HP参照）
- ⑥ 建物内外の日常点検を確実にいき、大型遊具については、自主点検に加えて専門業者による点検を定期的（年1回程度）に受けて記録を残してください。

以下の事故が発生した場合は、事故発生後速やかに「特定教育・保育施設等事故報告書」を幼保連携政策課に提出してください。

- ❑ 死亡または意識不明
- ❑ 治療に要する期間が30日以上の事故
- ❑ 骨折、やけど、誤嚥誤飲等の事故（治療に要する期間が30日以内であっても報告は必要です。）
- ❑ 損害賠償等を要する見込みのある事故

事故報告が本市へ提出されていない事案が、毎年定期監査時に見受けられます。

<p>【指摘事例】</p> <p>ヒヤリ・ハット記録</p>	<p>令和6年度以降において、ヒヤリ・ハット記録0件であった。日々の保育の中で事故に至る前、あるいは事故に繋がるおそれがあることなど、様々な気づきが重要であるため、職員への意識づけをしてヒヤリ・ハットの捕捉に努めること。</p>
<p>事故発生防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事故防止研修を実施したことが確認できなかった。適切な時期に年1回以上は実施すること。また、研修等を実施した場合は、研修の効果、振り返り及び今後の活用のため記録を残すこと。 • 救急救命等の研修の実施が確認できなかった。保育教諭が心肺蘇生をはじめとした応急措置を直ちに行えるよう、定期的に救急救命講習・研修等の受講の機会を設けること。また研修等を実施した場合は、研修の効果、振り返り及び今後の活用のため記録を残すこと。
<p>事故防止対策委員会</p>	<p>事故防止対策委員会を開催した具体的な会議録がなかった。多職種の職員で構成した事故防止対策委員会を定期的実施し、ヒヤリ・ハットの報告や事故報告の記録・分析を行い、事故防止対策に努めること。なお、委員会の会議録（会議名、開催日時、開催場所、出席者、会議内容、会議結果など）については、今後の活用のため、会議内容の詳細が明確に確認できるよう記録すること。</p>

乳幼児突然死症候群

令和6年には、全国で55名の乳幼児が乳幼児突然死症候群（SIDS）で亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第3位となっています。

<p>【指摘事例】</p> <p>乳幼児突然死症候群の防止・睡眠時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none">• 巡回時、1歳児保育室にてうつぶせ寝の状態の児童が複数いた。うつぶせ寝は乳幼児突然死症候群の発生率が高くなるため、すぐに仰向けに戻すよう努めること。• 0歳児及び1歳児の睡眠チェックの記録が、その都度記録されていなかった。乳幼児突然死症候群の発生リスクは、睡眠中が一番高く、そのため睡眠チェックを行い、その都度記録していることに意味があることを認識し、その都度記録すること。• 保育教諭の配置から死角となる位置で睡眠している児童がいた。全児童を見渡せる体制を取った上で、安全な見守りを行うこと。
<p>睡眠時の安全管理</p>	<p>各保育室において、睡眠時の布団の間隔が狭く、事故等に繋がるおそれがある。寝返りした児童同士がぶつかると危険であることや、感染症拡大防止の観点から、布団の敷き方を見直すこと。</p>
<p>児童の寝かしつけについて</p>	<p>児童の寝かしつけについて、児童を睡眠させるために、一部の保育者が児童の背中を手でトントンする行為について、叩いているような音がしており、配慮が十分とは言えない寝かせ方が見受けられた。保育者の丁寧な関わりにより、児童が安全に安心して睡眠できるように配慮する必要があるため、児童への寝かし方や関わり方を施設内で話し合い、見直すこと。</p>

アレルギー児の誤食事故

保育所職員による誤食防止の体制作り（知識の習熟、意識改革、役割分担と連携など）

保育所等は開所日が多く、開所時間も長いため、職員の勤務体制は振替休日・時間差出勤などでスタッフ・職員の入れ替わりが多く、体制が頻繁に変化します。このため職員間の連絡調整の不備から、配膳や喫食時の取り違えなどの誤食の発生に繋がりがやすいので、施設全体で日々の情報共有と対応のマニュアル化、パターン化することが必要です。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」P42抜粋

食物アレルギーは、医師の判断（生活管理指導表）を基に対応すること。

【指摘事例】

食物アレルギー対応

医師が記入する生活管理指導表の提出がなく、保護者からの申し出だけで除去対応をしていた。保護者の申し出だけの除去対応は、児童の成長に必要な栄養が摂れず、児童の発育発達に不利益が生じるおそれがあるため、保護者が除去対応を園に依頼する場合は、生活管理指導表の提出をもって対応すること。また、対応に当たっては、医師の診断による生活管理指導表の提出と、園と保護者等間で情報を共有することが必須である。特に食物アレルギー対応は日々の食事管理が必要である。保護者と協議して年1回以上、児童のアレルギー状態に応じて、生活管理指導表の再提出を求めること。

安全計画（保育所、保育所型認定こども園）

令和5年度より保育所等において、利用児童の安全確保にかかる計画を策定することが義務付けられています。

安全計画策定の義務化により規定された内容

- ①安全計画（年間スケジュール）の策定
- ②職員に対する安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施
- ③安全計画に基づく取組の内容等についての保護者等への周知
- ④定期的な計画の見直し、変更

※幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園においては、「学校安全計画」を適宜見直し、必要に応じて改定してください。

【指摘事例】

安全計画

安全計画について、策定のうえで職員間での周知は行われていたが、保護者への周知が行われていなかった。利用する児童の保護者等に対し、児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取り組みの内容等を、施設内での掲示、ホームページへの掲載、入園時等の機会において説明を行うなどにより周知すること。

与薬

令和7年度に姫路市内の保育施設において、誤飲事故の事例がありました。

与薬について以下の事項を徹底してください。

- ① 与薬を行う場合は、必ず医師が処方した薬に限定し、保護者から医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票の提出を受けてください。
- ② 保護者から預かった薬を保育室で管理しているケースが見受けられますが、誤飲・紛失を防止するため、児童が勝手に触れないよう施錠できる場所（職員室等）で管理してください。
- ③ 与薬に当たっては、複数の保育教諭等で対象の児童を確認し、重複与薬、与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにしてください。また、与薬後には、その児童の観察を十分に行い、異変等がないか、しっかりと確認してください。

【指摘事例】

与薬依頼票

- 与薬依頼票に医師名の記入欄がなかった。記入欄を設け、記入すること。
- 与薬後に、与薬依頼票を保護者に返しており、過去の与薬の記録が確認できなかった。与薬依頼票の写しを保管する等で、与薬の経緯を記録しておくこと。

送迎バスの置き去り防止等

令和7年度に姫路市内の保育施設において、屋外での園児の見落とし事例がありました。

送迎バスを運行する施設においては、以下の事項を徹底してください。

- ① 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員（保育士、幼稚園教諭）が同乗すること。
- ② 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めた安全管理マニュアルを作成し、全職員に周知徹底すること。
- ③ 園児の自動車への乗り降りの際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ④ 送迎バスに「ブザーその他の車内の子どもを見落としを防止する装置（安全装置）」を装備すること。
「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」令和4年10月12日内閣官房等作成

児童の所在確認

- ① 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、職員間において情報共有を徹底するとともに、必要に応じて保護者への速やかな確認を行うこと。
- ② 散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける児童の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底するようにすること。
- ③ 園外活動等を含む児童の所在確認に関するマニュアルを作成し、全職員に周知徹底すること。

【指摘事例】

児童の見落とし等の発生防止

園外活動等を含む児童の所在確認方法に関するマニュアル等が整備されていなかった。児童の見落とし防止等に係る安全確保に関して、児童の動きを常に把握するための役割分担やリスクの高い場面（睡眠、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎）での職員が気を付けるべき点など、マニュアル等の整備により可視化して職員全員に共有すること。

施設内巡回時に確認された安全管理の指摘事例

施設内で危険箇所がないか再確認をお願いいたします。

ピアノについて、指詰め防止対策がなされていなかった。ケガ防止の観点より、指詰め防止具を取り付ける等の安全対策をすること。

保育室等において、押しピンや画鋏が使用されていたが、落下防止策（セロハンテープで固定など）ができていない物があった。押しピンや画鋏を使用する場合は落下防止策を施すこと。

保育室内で直径2cm程度のマグネットが使用されていた。球形の場合直径4.5cm以下、球形でない場合直径3.8cm以下のものは口に入れた際に窒息の危険性があるので使用しないこと。

液体の入っている容器に内容物の表記がないものがあった。誤使用による事故防止の観点から、内容物が分かるようにラベル等で表記しておくこと。

保育室において、固定されていない棚の前で睡眠している児童がいた。地震等により棚が転倒する危険性があるため、睡眠場所を見直す等により、事故発生防止策を講じること。

2階ホールの倉庫が施錠されておらず、児童が容易に入れる状態であった。鍵をかける等、児童が容易に入れないようにすること。

保育室内にある棚の上に重量物（加湿器）を置いていた。安全のため設置場所等を見直す、または転落防止策を講じること。

園内に設置されているロールカーテンのチェーンが児童に届く位置まで垂れ下がっていた。チェーンが児童に絡まり事故が起きるおそれがあるため、チェーンを括り児童が届かないようにするなどの対策を行うこと。

低い位置のコンセントについて、コンセントキャップ等の感電防止策がない箇所があった。園児の手の届く低い位置のコンセントには感電防止対策をすること。また、コンセントの使用に伴い、取り外したコンセントキャップについては、誤飲などによる事故防止の観点から、紛失しないように留意すること。

(3) 防災・防犯対策

- ① 自然災害や不審者対策に対する対応計画を策定してください。
- ② 消火と避難の訓練を毎月1回以上（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園は年2回以上）実施する義務があります。
- ③ 令和7年度に、送迎の時間帯などに施設入口が開けられたままで、職員の立会いもなく、誰でも容易に保育園に入れる状態であるとの苦情が寄せられました。職員の立会いがある時間帯を除き、防犯対策の観点から門扉は施錠しておくようにしてください。
- ④ 令和8年1月27日に関西大学幼稚園に不審者が園児らが遊ぶ庭に入ってきた上、職員を羽交い締めにする事案等が発生しているため、不審者対策訓練の実施等の防犯対策を行ってください。

【指摘事例】 防災計画・設備等	<ul style="list-style-type: none">• 消防計画において、自主点検を実施し、記録することを規定しているが、実施記録が確認できなかった。• 消防設備点検を法定の年2回（総合点検・機器点検）実施していない。または点検による不備事項を改善していない。• 避難経路を備品や不要物などで塞いでしまっている。
消火・避難訓練等	<ul style="list-style-type: none">• 消火と避難の訓練が規定回数、実施されていない。又はその記録がない。• 消火・避難訓練に、調理員が参加していない。
防犯対策	<ul style="list-style-type: none">• 不審者対応訓練を実施していない。• さすまたを置いているが、障害物があり、取り出しにくい状況であった。• 指導監査の立入時に門扉が開放されていた。容易に不審者等が侵入できるため、児童の登園・降園時間帯など、職員の立会いがある時間帯を除き、門扉は施錠しておくこと。

(4) 衛生管理と感染症対策

- ① 「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づいて、施設における感染症対策マニュアルを策定・運用してください。本ガイドラインに基づき、保育室については、季節に合わせた適切な室温や湿度を保ってください。

〈目安〉 室温：夏季は26℃～28℃、冬季は20℃～23℃ 湿度：60%

- ② 施設内において、衛生管理に関する研修を年1回以上実施する必要があります。

(厚生労働省「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」)

- ③ 幼保連携型及び幼稚園型認定こども園では、「学校環境衛生基準」及び「学校環境衛生管理マニュアル」に準じた衛生管理も必要です。毎学期定期の環境衛生検査や日常（毎日の）点検等、学校薬剤師の指導助言の下、学校環境衛生活動を実施してください。

<p>【指摘事例】</p> <p>健康診断</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 年度途中入所児童の入所時健康診断が行われていない。 • 4月入園児に対して5月に健康診断を実施している。新しく入園する児童については、入園前6か月から遅くとも入園後1か月以内（4月入園児については遅くとも4月中）に行うこと。
<p>感染症予防・衛生管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 園児持参のタオルを重ねて掛けている。 • 遊戯室において温度計及び湿度計が設置されていなかった。 • 調乳室に段ボール等が置かれていた。調乳室は清潔区域として、不要なものは置かないこと。
<p>学校環境衛生活動の日常点検</p>	<p>園内の安全及び衛生環境についての日常点検の実施記録が確認できなかった。学校保健安全法及び学校環境衛生管理マニュアルに基づき、学校医及び学校薬剤師の指示の下、日常点検項目を設定し、適切に実施を行い、点検日から3年間記録を保存すること。</p>

(5) 食事提供と食事衛生

- ① **食事提供は「保育所における食事の提供ガイドライン」に沿って行ってください。**
ガイドラインを踏まえて食事計画・献立を作成し、適切な食事提供を実施してください。
- ② **調理の衛生管理は「大量調理施設衛生管理マニュアル」に沿って行ってください。**
上記マニュアルは、社会福祉施設であれば大規模調理施設に限らず適用されることとなっています。

【指摘事例】 缶入りの粉ミルク	粉ミルクの缶に開封日が未記入であった。開封日を缶に記入し、開封後1か月以内のものであることを確認して使用すること。
検食	離乳食の検食を、提供の可否を判断できない職員が行っていた。検食は園長、副園長、主幹保育教諭など、提供の可否を判断できる職員が行うこと。
保存食	施設で提供する手作りのおやつについて、保存食として採取されていなかった。手作りおやつについても、1品あたり50g以上を計量して採取し、-20℃以下で2週間保存すること。
喫食時間	手作りおやつが12時まで調理終了しているが、提供が14時30分～15時で、適温管理しても2時間以内に喫食ができていない日があった。食中毒対策の観点から、常温保管で30分以上、冷蔵庫等に入れても2時間以上経過しないように、調理終了後速やかに提供する必要があるため、調理時間や作業工程、調理担当者の勤務シフト等を見直すこと。

(6) 不適切な保育や虐待の防止

「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、子どもの生命の保持や情緒の安定を図ることが求められています。子どもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等で虐待はあってはならず、保育所等において改めて虐待の発生防止を徹底してください。

初めは虐待ではなく、少し気になりつつも見過ごされてしまうような不適切な保育であっても、それが繰り返されていくうちに問題が深刻化し、虐待につながっていくこともあり得ます。そのため、早い段階で改善を促し、未然に防止することが重要です。多くの保育所等においては適切に対応いただいているものと考えていますが、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」や全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、今一度保育のあり方を点検してください。

【保育所等の職員による虐待に関する 通報義務等について】

令和7年4月18日に保育所等における虐待への対応の強化を図るため、**保育所等の職員による虐待に関する 通報義務等の創設**等が盛り込まれた「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、**令和7年10月1日**より施行されています。

<改正内容>

保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。

- ①**虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務**
- ②都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ③都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ④都道府県による虐待の状況等の公表
- ⑤国による調査研究等

【こども性暴力防止法の概要について】

- 令和6年6月に成立した**学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律**（通称：**こども性暴力防止法**。以下「法」という。）が、**令和8年12月25日に施行**されます。
- 認可の保育所・認定こども園には、従事者の性犯罪前科の確認（犯罪事実確認）など、**こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付け**られています。
- 法に基づく全ての事務手続は、原則、**「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」**（以下「システム」という。）を通じてオンラインで行います。

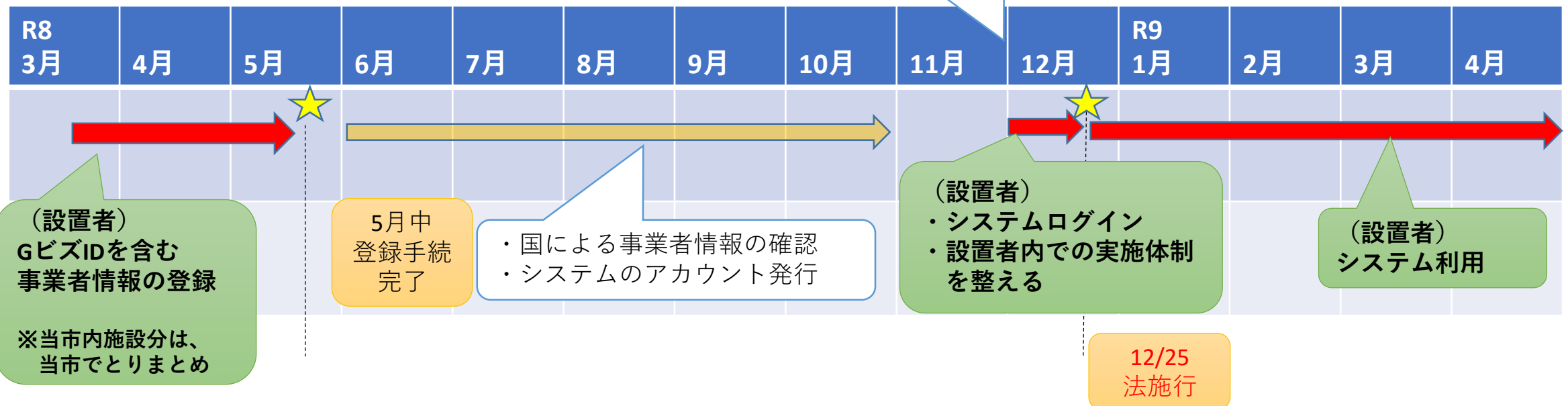
<参考資料>

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【法施行までの準備スケジュールについて】

こども性暴力防止法関連システム（仮称）の利用準備



3 会計処理・利用者負担について

(1) 会計・経理処理

- ① 施設運営に関係のない経費を施設会計から支出することはできません。児童の教育・保育に充てられるべき公的給付（施設会計）をもって、役職員に報酬・給与を支払う場合は、その者の勤務実態に即して支給される必要があります。施設での勤務実態がない者に報酬・給与を支払うことはできません。
- ② 契約に際しては、経理規程に基づく価格比較をしっかりと行ってください。

【指摘事例】 一者随意契約	一部の契約について、一者随意契約を行っていたが、その合理的な理由として理事長等が承認したことを示す決裁書等が確認できなかった。契約に際しては経理規程に従って複数業者からの見積合わせ等を行い、価格が適正であるか否か確認すること。なお、一者随意契約とすべき合理的な理由がある場合は、その理由について稟議書等の文書により記録を残すこと。
収入した現金の管理	利用者等から収入した現金について、経理規程に定める期日内（収入後10日以内）に金融機関への預け入れがなされていない。期日内に金融機関へ預け入れること。
小口現金の管理	小口現金の残高がマイナスとなり、園長が立替えている日があった。限度額の見直し等を検討したうえで、経理規程どおりに運用するとともに、園長等の立替えによる運用は行わないこと。

(2) 利用者負担

- ① 保育料以外の費用徴収（実費徴収、上乗せ徴収）を行う場合は、利用者とトラブルのないよう、あらかじめ適切な時期に、その理由、金額、用途を説明し、同意を得ることが必要です。特に、上乗せ徴収は、重要事項説明書等により、書面による同意が必要になります。
- ② 利用者負担とする金額については、家庭に与える影響を考慮し、低所得者の利用が排除されないよう設定するとともに、徴収額の積算根拠をしっかりと説明できるようにしてください。
- ③ 保育材料等について、業者からの仕入れ値と利用者への販売価格に差を設けて、差額の利益を取るケース（マージン）が見られることがあります。これも実費相当ではないため認められません。
- ④ 寄附の強制はできません。保護者会に寄附を求めたり、一定金額の寄附を行うことをルール化したりとすると、間接的な寄附の強制と判断されることがあります。
- ⑤ 児童が各種教室を欠席したこと等により、結果的に実費以上の上乗せ徴収を行っていたことになった場合は、保護者に返金してください。

【指摘事例】 上乗せ徴収	希望者に対する体操教室、ピアノ教室、スイミング教室、英語教室に要する費用は、教育・保育の質の向上を図る上で必要となる対価である特定負担額（上乗せ徴収）に該当するが、費用徴収について保護者からの文書での同意が確認できなかった。重要事項説明書に記載するなど、保護者から文書で同意を得ること。
実費徴収	給食費（主食費・副食費）の実費徴収額について、1号認定子どもの休園日（土曜日や夏休み等）は給食の提供がないが、2号認定子どもの徴収額と同額であった。保護者に説明できるように給食費の算出根拠を明確にしておくこと。

(3) 特定教育・保育施設における各種教室の実施方法

(保育所（保育所型認定こども園を含む）及び幼保連携型認定こども園)

本市の特定教育・保育施設において、教育・保育時間中に園児を対象とする各種教室（体操、ピアノ、英語教室など）を外部の運営事業者により実施し、当該事業者から施設利用料を得ている事案がありました。また、授業料は保護者が直接運営事業者に支払う形態となっていました。

この事案は、たとえ保育教諭等がその場に配置されていたとしても、外部の運営事業者による各種教室に園児を任せている状態であると判断しうる事案です。

- 1. 各種教室については、当該教室の運営事業者による指導を実施する場所として利用する目的のために施設を利用させるのではなく、施設の事業として保育教諭等を配置（見守りや保育補助等を含む）した上で実施すること。**
- 2. 受講料については、保護者が講師へ直接支払うのではなく、施設が実費相当額を保護者から特定負担額（上乘せ徴収）として徴収し、講師業務に係る委託契約等を締結した上で、施設から事業者へ支払うこと。なお、特定負担額は実費を超えて保護者から徴収することは認められないこと。**
- 3. 当該事業者から施設利用料を受領することは、「施設が実施する事業」にはそぐわないほか、外形上、営利事業を営む第三者へ施設を賃貸していることになるため、受領を取りやめること。なお、当該事業者の方針や契約内容により、やむなく施設利用料を受け取る場合は、保護者が負担する当該特定負担額から施設利用料分を減額すること。この場合、事業者と協議の上で、契約期間の終了時等に施設利用料の受領を取りやめること。**
- 4. 保護者からの特定負担額の徴収については、運営規程や重要事項説明書を改訂し、保護者に十分な説明を行い、書面で同意を得た上で実施すること。**
- 5. 当該特定負担額に係る収入・支出ともに施設の会計で処理すること。**

4 施設運営について

(1) 運営規程、重要事項説明書、利用契約書

- ① 運営規程に変更があった場合には、認可事項変更届又は認定事項変更届の提出、特定教育・保育施設確認変更届出書の提出が必要です。（提出先 幼保連携政策課）運営規程の別表のみの変更であっても、運営規程の変更の届出は必要となります。
- ② 重要事項説明書の変更について届出は不要ですが、運営規程との整合をとってください。
- ③ 認定こども園については、1号～3号認定児全て、園（設置者）と保護者との直接契約に基づくため、利用契約時に保護者との利用契約書を作成してください。
- ④ 令和7年10月1日付の児童福祉法改正により「虐待の防止のための措置について」にて明記している根拠法令の条文が変更となっておりますので、変更をお願いします。
※法改正に基づく軽微な変更であるため、本市への変更届出は不要とします。

【変更前】 児童福祉法第33条の10各号 【変更後】 児童福祉法第33条の10第1項各号

【指摘事例】 運営規程	<ul style="list-style-type: none">• 運営規程に規定する内容とは異なる運営を行っている。• 運営規程に変更が生じているが、変更の届出が行われていない。
重要事項説明との整合性	<ul style="list-style-type: none">• 運営規程と重要事項説明書の内容が合っていない。
利用契約書	園の利用開始にあたって、利用申込者から重要事項説明書への同意書を得ているが、利用契約書は作成していない。認定こども園の利用は園（設置者）と保護者との直接契約に基づくため、利用契約時に契約書を作成すること。

(2) 苦情記録、苦情結果の公表

- ① 利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、受け付けた苦情は、個人情報分からない状態にしたうえで、苦情内容と解決結果を全て公表してください。受け付けた苦情は、定期的に第三者委員へ報告してください。
- ② 一定期間苦情がなかった場合でも、苦情がなかった旨の公表をするようにしてください。

(姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第30条)
(平成12年6月7日付国通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」)

【指摘事例】

苦情対応

- 重要事項説明書に苦情解決の第三者委員の連絡先が記載されていない。
- 苦情内容や苦情解決結果について内容を公表していない。
- 受け付けた苦情を定期的に第三者委員へ報告していない。

(3)教育・保育の自己評価と公表

- ① 提供している教育・保育の質等について、自己評価を行うことが施設に義務づけられていますので、保育士等による自己評価等を踏まえて「施設としての自己評価」を行ってください。
「職員個人の自己評価」とどまっている園がありました。また、その結果を保育の質やサービス向上に活かしてください。
(姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条第1項)
- ② 自己評価結果は利用者に公表し、常にその改善を図るよう努めてください。なお、幼保連携型認定こども園は、法令で利用者への公表が義務付けられています。
(認定こども園法施行規則第23条)

【指摘事例】

自己評価

提供する保育の質について、個人単位で自己評価を行わずクラス単位で行っていた。また、各職員の自己評価を踏まえた施設としての自己評価が行われていなかった。「保育所における自己評価ガイドライン」を参考にして、保育士等の職員個人による自己評価を踏まえて、施設としての自己評価の実施を行い、施設運営の質の一層の向上を図ること。

(4)職員配置

職員の配置基準は、次の3種類で構成されます。また、児童がいるすべての時間帯において、有資格者を2人以上配置する必要があります。

- ① ㊦姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、㊧姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例、㊨姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例、㊩幼稚園設置基準上の配置基準
- ② 公定価格上の最低配置基準（基本単価分）
- ③ 各種加算や補助を受ける場合の公定価格上の補助・加算による加配

①と②は、施設運営に最低限必要な配置数であるため、基準を下回らないように十分ご注意ください。一定期間、下回る状態が継続した場合は、給付額が減算調整されることがあります。さらに、基準違反による改善勧告等を行うことがあります。

【指摘事例】 保育教諭の複数配置	早朝の時間帯（7時～）に、園長と保育教諭1名のみが出勤している日があった。児童数に応じた年齢別の配置基準に留意しつつ、常時資格者（園長を除く）を2人以上配置すること。なお、急遽保育教諭が出勤できなくなった場合でも対応できるように体制を確保しておくこと。
主幹保育教諭等の専任化未実施の減算	主幹保育教諭等（副園長を含む）を2人（教育・保育部分にそれぞれ1人ずつ）配置し、子育て支援事業に専任化させる必要があるが、主幹保育教諭等の1人は教育・保育に従事（クラス担任等）していることが現認されたため、主幹保育教諭等の専任化未実施の減算が適用される。早急に主幹保育教諭等2人を配置し、子育て支援の取り組みに専任させること。

(5) 保育士・教諭の労務管理

- ① 園長の出退勤（労働時間）が記録されていない園が見受けられます。出退勤の記録がない場合は、人員配置基準を満たしていないと判断される場合があります。必ず園長含め、全職員の出退勤を記録してください。
- ② 令和6年4月に、労働条件の法定明示事項が追加されております。未対応の施設は、対応してください。

厚生労働省HP「令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

<p>【指摘事例】</p> <p>労働時間の管理</p>	<p>勤務時間について、出勤簿に押印のみがなされており、タイムカード等日々の始業・終業時刻を記録したものが無い。労働安全衛生法及び労働安全衛生規則により、管理監督者も含めて労働時間の適正な把握が求められていることから、実際の始業・終業時刻については、タイムカード等を利用するなど客観的な方法により管理することが望ましいため検討すること。</p> <p>なお、タイムカード等の導入が困難である場合、使用者又は労働時間管理を行う者が直接確認する等により職員の勤務時間の状況を適正に確認するなど、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に規定の措置を講じる必要があることに留意すること。</p>
<p>労働条件の明示</p>	<p>労働基準法施行規則の改正に伴い、令和6年4月より追加された労働条件の明示事項について、明示されていなかったため、明示すること。</p> <p>【令和6年4月より追加された労働条件の明示事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・就業場所・業務の変更の範囲・更新上限の有無と内容（明示の対象は、有期雇用労働者に限る）・無期転換申込機会及び無期転換後の労働条件（明示の対象は、契約期間中に無期転換申込権が発生する有期雇用労働者に限る）

(6) 保育士・教諭の定着化

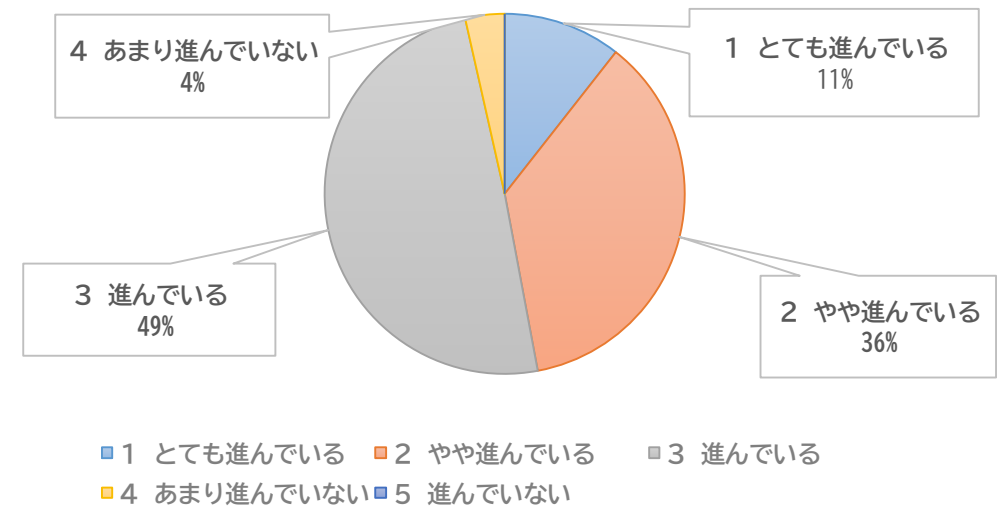
法令遵守責任者は法令に適合した労働環境づくりとその改善に取り組み、保育士・教諭の定着率の向上につなげてください。

<p>【指摘事例】</p> <p>ハラスメント防止措置の実施</p>	<p>職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に関する書類の確認ができなかった。今後、雇用管理上必要な措置を講ずること。</p> <p><事業主が雇用管理上講ずべき措置></p> <p>「ア：事業主の方針等の明確化及び周知・啓発」</p> <ul style="list-style-type: none">① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知啓発すること② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知啓発すること <p>「イ：相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」</p> <ul style="list-style-type: none">③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること <p>「ウ：職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応」</p> <ul style="list-style-type: none">⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む） <p>「エ：ア～ウと併せて講ずべき措置」</p> <ul style="list-style-type: none">⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること <p>※①～⑩は、厚生労働大臣の指針に定められている項目の取り組み例</p>
<p>職員の定着化</p>	<p>保育教諭の配置数が、公定価格上求められる必要数を下回っている月が見受けられた。保育教諭の離職率が高いため、定着化に努めるとともに、公定価格上求められる職員数を下回ることがないように職員配置を充実させること。</p>

【参考】施設長アンケートより 「働きやすい職場づくりのために取り組んでいること」

	施設数	施設数／全施設数
1 給与水準の引き上げ	61	69.3%
2 休暇を取得しやすい環境の整備	77	87.5%
3 労働時間の短縮	54	61.4%
4 施設外研修受講環境の改善	41	46.6%
5 施設内研修内容の充実	40	45.5%
6 職場の子育て支援体制の充実	52	59.1%
7 職員間のミーティングの充実	54	61.4%
8 クレーム対応体制の整備	38	43.2%
9 事務作業の効率化/作成書類の軽減	59	67.0%

■働きやすい職場づくりについての評価



(7) 人事計画（幼保連携型認定こども園のみ）

幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等においては、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方が原則として必要とされているところ、いずれか一方の免許・資格のみで保育教諭等となることができる特例が、令和11年度末までに延長されております。

なお、いずれか一方の免許・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭等（児童の教育・保育に直接従事する副園長又は教頭を含む）となることができる特例の延長については、令和8年度末までとなっております。

幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有ができていない保育教諭等が、特例措置の期間内（令和11年度末）に計画的にもう一方の免許・資格を取得できるよう、人事計画を作成する等の取組を実施することが必要です。特に、特例の延長期間が2年間（令和8年度末まで）となっている主幹保育教諭及び指導保育教諭等（児童の教育・保育に直接従事する副園長又は教頭を含む）については、優先して資格等の取得がなされるよう計画してください。

（令和6年9月27日こども家庭庁通知「保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有するための対策について」）

(8) 職員のストレスチェック

1.常時使用する労働者が50人以上の事業所について ※ストレスチェックを実施する必要があります。

(1) ストレスチェック制度の対象となる事業所の規模要件の判断基準（常時使用する労働者50人以上）

週1回しか出勤しないアルバイト従業員であったとしても常態として雇用契約があるのであればカウントする必要があります。

(2) ストレスチェックの対象となる従業員

定期健康診断の対象者と同様です。1年以上の契約期間があり（見込まれ）、所定労働時間数が正社員の3/4以上の場合には、パートタイマーであっても対象になります。

2.常時使用する労働者が50人未満の事業所について

現時点では、努力義務とされていますが、以下の点から常時使用する労働者が50人未満の事業所であってもストレスチェックの実施のご検討をお願いします。

- ①ストレスチェック制度は労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的としていること。
- ②令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、50人未満の事業場のストレスチェック実施の義務化が公布後3年以内（2028年5月）に施行されること。

➤ ストレスチェックを行うことのメリットは、検査の中でメンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に見つけた場合に医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することや、職場で行った検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価して職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるといったことなどがあげられます。

厚生労働省HP参照

「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>

(9) 面積基準の遵守

入所児童（弾力運用含む）1名あたりの保育室等の有効面積が、以下の基準を下回らないように徹底してください。

【乳児室（0歳児）】 3.3 m²/人 【ほふく室（1歳児）】 3.3 m²/人
【保育室（2～5歳児）】 1.98 m²/人

【指摘事例】

面積基準

1歳児保育室の面積が、1歳児の入所児童数あたりの保育室の必要面積基準を満たしていない。児童1人あたりの面積が確保できるよう、安全及び衛生について十分に配慮したうえで、ほふく室の拡張又は遊戯室の活用等により基準を満たすよう対応すること。

(10) 学級編制基準の遵守 (認定こども園)

認定こども園において、学級編制基準を遵守できていないケースが見受けられま

(姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例)

第17条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例)

第5条

3 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させなければならない。

4 1学級の子どもの数は、原則として35人(満3歳以上満4歳未満の子どもで編成される学級であって、前項の規定により学級を担当する職員が1人であるものについては、25人)以下とする。

なお、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を改正し、幼保連携型認定こども園等の満3歳以上の学級編制基準を原則**35人以下から30人以下**に引き下げることが予定されています。(令和8年4月1日施行予定。6年間の経過措置が設けられ、令和14年3月31日までは従前の例によることとなる予定。)

【指摘事例】
学級編制

3歳児(40人)、4歳児(40人)、5歳児(40人)について、各歳児ごとに2つの保育室を1クラスとして、日常的に合同で活動を行っているように見受けられる。3歳児以上について、教育課程に基づく教育を行うため、35人以下の学級を編制することが原則とされていることから、各保育室ごとに歳児ごとの基本的なクラスを編制すること。なお、各クラス間の合同活動を全面的に否定する趣旨ではないことに留意すること。